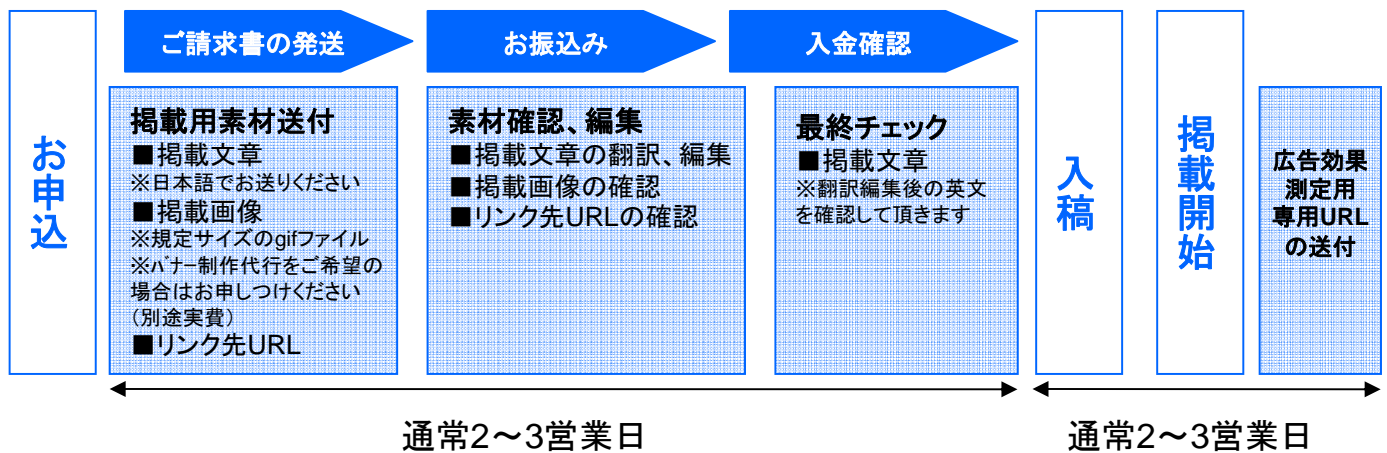


# 入稿及び広告掲載の共通注意事項



## 【入稿締め切りについて】

- 掲載開始ご希望日が決まっている場合、日程に余裕をもってお申込ください。
  - ✓ 通常お申込から掲載開始まで6営業日ほどで完了致しますが、ご請求書の郵送事情や掲載内容のご確認に時間がかかる場合もございます。
- 掲載開始ご希望日がない場合には、入金確認後、掲載可能な状態になり次第基本的に2-3営業日で掲載開始となります。ただし、掲載開始までに3日以上かかる場合もございますので予めご了承ください。
- 掲載開始後には、専用の広告効果測定用URLから広告のクリック数などをご覧いただけます。

## 【掲載文について】

- 掲載用文章については、広告で訴求されたい内容を日本語にてお送りください。
- またその際、リンク先となるURL(英語サイトURL)を 併記いただけますようお願い致します。(掲載規定ワード数には含まれません。)
- お送り頂いた内容を、広告掲載英文編集ガイドラインに沿って弊社ネイティブスタッフが英文に翻訳いたします。
  - ✓ 文字数、掲載スペースの関係ですべてを表現できない場合がありますので予めご了承ください。
- 日本語を翻訳後、最終的な掲載文章をご確認いただき、掲載作業に入ります。
- 広告掲載英文編集ガイドラインに反するご要望、または弊社が掲載不可と判断する内容への変更はお受けできません。
- 掲載開始後のリンクの変更及び掲載文章の変更は、1回につき8,000円を頂きます。

## 【掲載画像について】

- 規定サイズのgifファイルでのご入稿をお願い致します。
- バナー制作を弊社で代行することも可能です。その場合、掲載料金とは別に1バナーにつき実費2万円がかかります。
- 掲載バナーの差し替えは、基本的に1ヶ月に一度まで、平日のみとさせていただきます。(契約更新月の差し替えは無料に対応致しますが、契約期間中の差し替えについては8,000円を頂きます。)

# 入稿及び広告掲載の共通注意事項

## 【掲載不可サイトについて】

お客様のサイトで以下の商品およびサービスをお取り扱いなさっている場合は、広告出稿をお断りさせていただく可能性があります。

- ✓ ツーショットダイヤル、ツーショットチャット、その他成人向けコンテンツを取り扱うサイト
- ✓ スナック、キャバクラ、ホストクラブなどの接客を伴う風俗サービス
- ✓ 銃器、スタンガン、刃物、催涙スプレーほか武器に相当する商品
- ✓ ねずみ講、連鎖販売取引、またはそれに準ずる形態のビジネス（ネットワークビジネス等を含む）を推奨、紹介するもの
- ✓ タバコや脱法ドラッグ、厚生労働省未承認の医薬品・医療機器
- ✓ 宗教団体の勧誘または、布教活動に関わるもの（出版物を除く）
- ✓ 個人情報の売買などプライバシーを侵害する恐れがあるもの
- ✓ サービス、商品の内容が不明確なもの
- ✓ 関連法規、条例、業界規制等に違反、またはその恐れがあるもの
- ✓ その他、弊社が不適切と判断したもの

## 【その他】

- 弊社広告商品はクリックを保証するものではありません。また、掲載バナーの表示回数を保証するものではありません。
- 天変地異、ネットワーク障害（サーバダウン等）や、インターネットユーザが使用するWeb閲覧ソフト、使用ソフトウェア等の設定等による、データの消失、掲載バナー表示障害・掲載バナー未表示について、弊社は掲載バナーの表示、料金の返還や掲載期間の延長等、一切の責任、保証を負いません。
- 契約期間中の途中解約による掲載料金の返金は出来ません。

# 広告掲載英文編集ガイドライン

## ■標準的な英文の用法

広告原稿は標準的な英語の用法に従い、適切な文章で作成致します。

## ■大文字の使用

広告文章を目立たせるために単語をすべて大文字で表記することはできません。たとえば、“FREE” や “NEW” などは使用できません。ただし、各単語の最初の文字を大文字にすることは認められます。

## ■空白スペース

単語間や句読記号の後には適切なスペースを挿入する必要があります。また、不必要なスペースは使用できません。たとえば、“C-h-e-a-p C-l-o-t-h-e-s” や “Free Shipping.Buy Now” などは認められません。

## ■句読点と記号

ユーザーの注目を引き付ける目的で句読点や記号を使用したり、句読点を過度に繰り返して使用することはできません。また、広告のタイトルに感嘆符を使用したり、広告テキストに2つ以上の感嘆符や疑問符を含めることはできません。記号、数字、文字は本来の意味のとおりを使用し、言葉の代わりとして当て字に使用することは認められません。

## ■繰り返し

宣伝のために同じ単語を繰り返し使用することはできません。特に、同じ単語を1行に3回以上繰り返して使用することはできません。たとえば、“Click, Click, Click!” は掲載できません。

## ■不適切な表現

広告や表示 URL で不適切な言葉や特定のユーザーを攻撃するような言葉を使用することはできません。これには、つづりの間違いや公序良俗に反する用語、その他の不適切な言葉の変化形も含まれます。

## ■内容を反映しないフレーズ

お客様の商品、サービス、ウェブサイトを反映していない一般的なクリックを促すフレーズは広告テキストで使用できません。たとえば、“Please click the following URL.” などの一般的で内容を反映していないフレーズは使用できません。

## ■誇張表現

優位性を過度に強調する言葉は誇張表現と見なされます。客観的な根拠がない限り、ユーザーに優れた商品であるという印象を与える目的で、広告テキストに “No.1” などの比較を表す主観的なフレーズを含めることはできません。これらの文章を使用する場合は、ウェブサイトに第三者による根拠を明示する必要があります。

## ■比較表現

商品やサービスが競合他社より優れていることを示す表現は比較表現と見なされます。広告テキストで比較表現を使用する場合は、具体的な根拠をリンク先ページに明示する必要があります。ただし具体的に競合他社名を記載することは認められません。

## ■サービス情報が見つからない

広告テキストに特別価格や特別優待、無料提供などの情報を掲載する場合は、広告のリンク先ページから1、2回のクリックでその内容が明確に記載されているページにたどり着けるようにする必要があります。